



よつゆこ  
世継祐子さん  
ファイナンシャルプランナー  
がん情報ナビゲーター

福岡県出身、久留米市役所での勤務経験を経て、法政大学法学部を卒業。2002年にファイナンシャル・プランナーの資格を取得。企業や個人の顧問ファイナンシャル・プランナー、各種セミナーの講師を務める。NPO法人「キャンサーネットジャパン」認定の「がん情報ナビゲーター」の資格を取得。テレビ・雑誌などのメディア取材多数。  
http://www.ff-fukuoka.com

ファイナンシャルプランナーが解説

# 2020年に予定されている制度改正をチェック

私たちの生活に関わる様々な制度改正が行われる予定です。今年スタートする新制度など、おさえておきたいポイントをチェックしておきましょう。



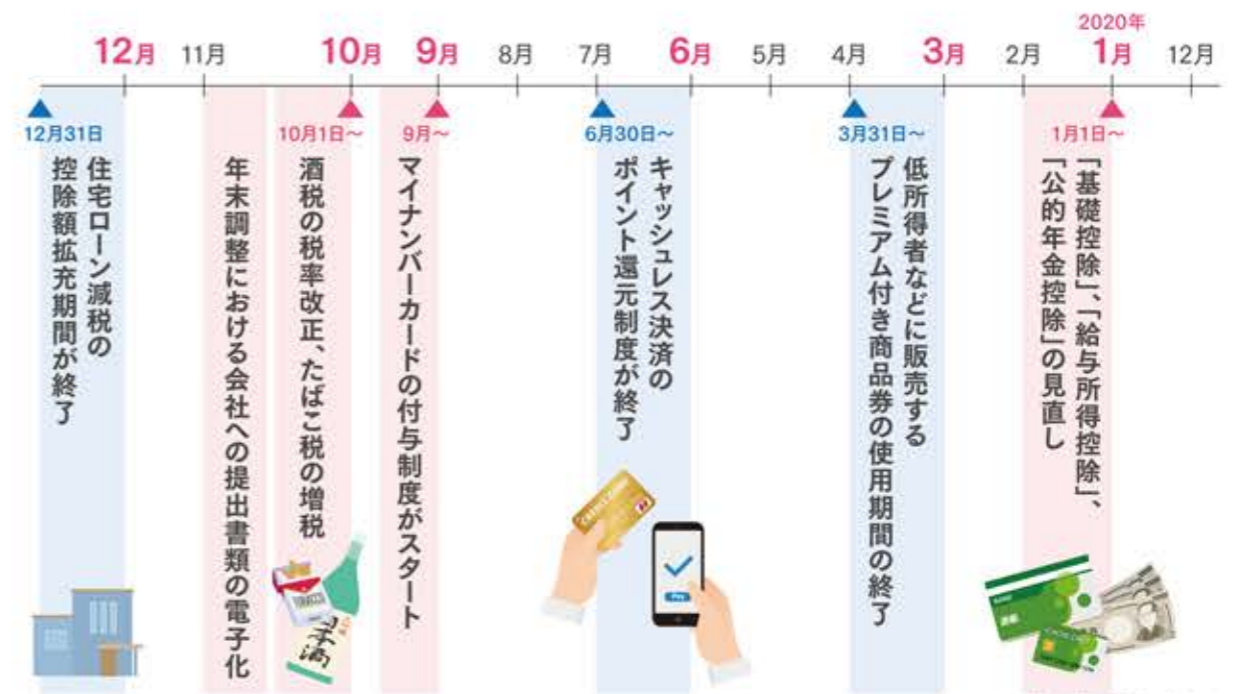
2020年から年末調整に影響する制度が改正されると聞きました。個人の税額などに関係する制度が改正されるのでしょうか？  
都立川市在住 50歳 男性(会社員)

政府の方針や国の状況を考慮して、毎年税制が見直されていますが、2020年の制度改正では控除に関する税制が大きく変わる予定です。基礎控除や給与所得控除などの見直しも実施されます。会社員の年末調整やフリーランスの税額に影響が出る可能性があります。



## 【2020年に予定されている制度改正】

様々な制度改正が予定されていますが、特に所得税に関する税制が大きく変わります。また、2019年の消費税増税の景気対策として行われてきたキャッシュレス決済の還元制度など終了する制度もあります。新しい制度としては、4月から「マイナンバーカードの付与制度」がスタートします。



**制度改正①**  
基礎控除、給与所得控除が変わります

### 【基礎控除】

税制改正のひとつが、「基礎控除」の引き上げです。基礎控除とは、所得金額に関わらず一律に適用される所得控除です。改正前では一律38万円でしたが、1月から10万円引き上げられ48万円(合計所得額が2400万円以下の場合)となります。  
※高所得者については段階的に控除額が引き下げられます。

### 【給与所得控除】

基礎控除とセットで行われるのが、「給与所得控除」の引き下げです。給与所得者が経費を一定額控除できる制度ですが、給与所得控除の控除額は、給与等

の収入金額により段階的に設定されています。この給与所得控除が一律10万円引き下げられ、控除の上限額も220万円から195万円と大きく引き下げられます。例えば、給与収入が162.5万円以下の場合、改正前の65万円から55万円に引き下げられます。全体的には控除額が10万円引き下げられますが、給与収入が850万円を超える場合は実質的な負担増となります。

### 【青色申告特別控除】

個人事業主が関係するのが「青色申告特別控除」。青色申告を行っている人は、最大65万円の控除でしたが、改正後は最大55万円となり、10万円引き下げられることに。ただし、e-Taxによる電子申告が電子帳簿保存をすると現状の65万円の控除が受けられます。

**制度改正②**  
マイナンバーカードへの付与制度とは？

### 【マイナンバーカードの付与制度】

9月からマイナンバーカードの付与制度がスタートします。マイナンバーカード所有者が、キャッシュレス決済した際に、ポイントを利用することができ、買い物などを貯めることができ、買い物などに利用することができます。還元率25%でポイントの上限は1人あたり最大5000円の予定です。最大で2万円までのキャッシュレス決済を行ったり、入金することで、25%分(5000円)のポイントをもらうことができます。制度には期間が設けられていて、昨年から行われていた「キャッシュレス・消費者還元事業」が終了した後、9月から2021年3月まで実施される予定です。

### 今回のまとめ

年収850万円以上の会社員などの高所得者の税負担が増えるような制度になっているのが今回の税制改正のポイントです。年収が850万円以下の場合は、基礎控除額の引き上げ分と給与所得控除額の引き下げ分で、±10万円のため、実質影響はありません。自分の税負担については源泉徴収票などで確認するようにしましょう。

自分の所得の税額に影響が出るかもしれない制度が大きく改正されるんですね。年末調整など注意します。



※概要を説明しています。詳細は国税庁ホームページ等で確認ください。

※2019年11月現在の状況です